

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（令和5年度）

基金の名称	食品等流通合理化対策債務保証事業基金 （食品等流通合理化対策債務保証事業）
法人名	公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
基金額（国庫補助金等相当額）	999百万円（929百万円）（令和5年4月1日現在）
基金事業の概要	○食品製造業者等が行う認定食品等流通合理化事業等の実施に必要な借入に係る債務保証

2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要	○平成30年10月：基金の名称変更、一被保証者に対する補償金額の最高限度を債務保証基金に相当する金額に変更 ○令和2年5月：基金の追加造成（国費1,100百万円） ○令和2年9月：一被保証者に対する保証金額の最高限度を4億円に変更 ○令和4年9月：保証金額の合計の最高限度を、保証債務の残高の合計額が債務保証基金額に達するまでに変更	
基金事業を終了する時期	○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく事業であるため、事業終了時期は設定していない。	
次回の見直し時期	○次回見直しは令和10年度までに実施する。	
基金事業の目標	○食品等流通合理化計画等における効果発現の割合をおおむね8割以上とする。	
目標達成度の評価	○令和4年度の食品等流通合理化計画等における効果発現の割合が100%となっており、効果が発現された。	
基金の保有割合	○算出した保有割合は0.95であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。	
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋損失引当等）＝999÷（554＋384＋110）＝0.95 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：999百万円 債務保証残高：令和4年度末債務保証残高：554百万円 債務保証見込額：384百万円 引当損失等：110百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有 ・ 無
	〔有の場合〕該当する理由	—
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	—
その他	—	